

令和4年9月2日

保護者各位

富山県立呉羽高等学校  
校長 塩原 優子

### 濃厚接触者の待機期間の見直しについて(お知らせ)

日頃から、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。  
新学期が始まりましたが、新型コロナウイルスの感染が止まらない状況で、学校の教育活動への影響も大きくなってきております。  
この度、教育委員会から濃厚接触者の待機期間の見直しがありましたので、お知らせします。

### 記

#### 【今後の取扱い】下線は変更箇所

児童生徒等が濃厚接触者となった場合の待機期間は、最終曝露日(感染者との最終接触等)の翌日から5日間(6日目解除)とする。ただし、2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、3日目から登校等を可能とする。

#### 【検査によって待機期間を短縮する場合の留意点】

- ・抗原定性検査キットを用いた検査は、保護者及び本人の意思で行うものであり、学校において要請するものではありません。
- ・検査は、自費検査となります。(県による無料検査は、濃厚接触者は対象外のため、待機期間を短縮するためには利用できません。)
- ・薬事承認された検査キットを使用してください。(国の承認を受けた抗原定性検査キットには、「体外診断用医薬品」の表示があります。)
- ・待機期間解除の判断を保健所に確認する必要はありません。
- ・解除後も7日間が経過するまでは、一定の発症リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、ハイリスク者との接触やハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用する等の感染対策を行ってください。